

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム
 令和 6 年度 GAP ファンドプログラム『ステップ 2』
 参加者募集要項

(目的)

2024 年 1 月に、東海地域に拠点をおく 16 機関が、Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)プラットフォームとして、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムに採択されました。これは、Tongali プラットフォームが、「ものづくり産業集積地としての基盤を活かした"ディープテックイノベーション"のグローバル拠点形成」を掲げ、未来に繋がる価値を創り、届けることができるトンガった技術を発掘・人材を育成し、技術・イノベーションの観点から描くスマート社会「Tech Innovation Smart Society」を具現化するスタートアップ・エコシステムの実現を目指します。

この取組の一環として、GAP ファンドプログラムを実施します。ここでは、社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させることを目的としており、大学の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、人材のマッチングや EIR 制度を通じた CxO 人材の供給、メンタリングプールを活用した支援、海外研修を実施し、更にはプラットフォーム内で Demo Day を開催し、同プログラムで支援を行った研究開発課題について、エンジェル投資家や VC、将来の提携事業先企業等に対し、活動成果を発表(ピッチを含む)する場を提供します。

GAP ファンドプログラムについては、ステップを以下の通り「ステップ 1（応用研究）」、「ステップ 2（概念検証・スタートアップ組成）」に分けて実施しており、今般の公募については、令和 6 年度（2024 年度）「ステップ 2」への参加者を募集させて頂くものとなります。

尚、「ステップ 1」については、令和 5 年度（2023 年度）公募については終了しており、令和 6 年度（2024 年度）公募については、今秋季開始を予定しております。

	ステップ 1 応用研究	ステップ 2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

また、基礎的な研究への支援、および起業後の企業に対する支援につきましては、本 GAP ファンドプログラムの支援対象となりませんので、ご注意下さい。但し、本プログラム中に起業した場合、その限りではなく、起業後の支援継続の可能性ががあります（詳細については検討中）。

(採択金額・件数等)

○申請可能期間・金額

- 申請期間：最長3年（申請は1年毎とするため、1年、2年、3年での申請が可能）
- 申請金額：最大6,000万円（医療系（創薬）は1億円）
- 1年間の最大申請金額：3,000万円（医療系（創薬）は5,000万円）

※但し、真にやむを得ない場合、実情に応じ、1年間で最大6,000万円（同1億円）の申請を可とする。
その場合、審査会への申請書提出時に、規定内3,000万円（同5,000万円）の予算案と、希望申請額
の予算案の双方を作成し、やむを得ない理由を説明する事を条件とし、審査会で可否を判断する（詳
細は事務局までお問い合わせください）。

※但し、0円申請の期間設定は不可とする（以下の（例）の様な設定は不可）

（例）期間3年、金額6,000万円（1年目：3,000万円、2年目：3,000万円、3年目：0円）

※尚、上記採択金額は直接経費であり、別途同経費に対する30%の間接経費も配分されます。

間接経費の取扱いについては、研究者の所属大学にお問合せ下さい。

※本「ステップ2」に一度採択されますと、再度の申請は不可となるため、申請期間の選択は慎重
に実施してください。

○目的

- 概念実証フェーズ：ビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指す
- スタートアップ組成フェーズ：大学発SUの組成とVCが投資判断できるレベルに向けて、PoCを継続して実施する

尚、申請期間の長短を問わず、期間内に上記の両フェーズを実施頂く必要があります。

○技術分野：「モノづくり-Deep Tech 他」、「医療系（創薬以外）」および「医療系（創薬）」のいずれかに申請して頂きます。

- 医療系（創薬以外）：医療分野、介護・福祉分野が対象
（詳細は、別紙3を参照してください。）
- 医療系（創薬）：人間に対する治療薬、創薬プラットフォーム、再生医療等製品が対象
（詳細は、別紙3を参照してください。）
- モノづくり-Deep Tech 他：上記以外が対象

○採択数：各コース合算で4件程度（申請数の50%程度を想定）

※採択数につきましては、変更の可能性もあります。

○本資金支援期間（予定）：2024年10月~11月頃より各コースで定められた支援期間終了時迄

○対象大学、研究機関（予定）：15機関（名古屋大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学、三重大学、名城大

学、藤田医科大学、名古屋市立大学、静岡大学、浜松医科大学、豊田工業大学、岐阜薬科大学、名古屋工業大学、静岡県立大学、静岡理工科大学、自然科学研究機構)

(事業化推進機関について)

- 本 GAP ファンドプログラムでは、ステップ 2 への申請は、事業化推進機関との共同申請を必須としております。下記の①～⑤の全ての要件を満たす事業化推進機関との連携構築に取り組みながら本 GAP ファンドプログラムを実施して頂きます。
 - また、事業化推進機関については、Tongali の認定制としており、本プログラムにエントリーした研究者については、エントリー後、認定を受けた事業化推進機関とのマッチングの機会を提供します。
- ① 事業を構想する能力(起業前段階を含む SU の事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力)を有している。
 - ② 大学等と連携しながら一体的に事業育成できる熱意及び実績を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できる。
 - ③ Tongali が行う事業化に不可欠な人材(経営者候補人材含む)の確保・マッチングに協力するとともに、関係機関等との連携が可能。
 - ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できる。(国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい。)
 - ⑤ 設立に関与した大学等発 SU に対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有している。

(応募資格等)

- 研究代表者として応募できるのは、上記 15 機関に所属する教職員、学生です(※但し、修士課程、博士課程の学生に限り、学部生は対象とはなりません。また、学生が申請する場合は担当教員との連名で申請してください。)
- 研究代表者が学生(修士・博士課程)の場合、最長 4 年間(ステップ 1 とステップ 2 の期間合計)で金額上限 500 万円とします。(ステップ 1、2 については別紙 4 をご確認ください。)
- すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者にはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが適えば、申請は可能です。
- 詳細につきましては、別紙 1 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

(重複実施・応募について)

- 過去に Tongali や他の GAP ファンドに採択された場合であっても申込可能ですが、一定の制限がありますので、詳細は別紙 1 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。
- 本 GAP ファンドにつきましては、2024 年秋頃、「ステップ 2」の前フェーズにあたる「ステップ 1」

を公募する予定です。目的に応じたステップに応募下さい。また詳細は別紙4をご確認下さい。

- 「ステップ2」の研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本公募プログラムにおける実施期間中に、本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」への応募を可能とします。ただし、採択された場合、本GAPファンドプログラム「ステップ2」支援はその時点で中止となります。詳細については、事務局にご相談下さい。

(資金用途)

- 研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための費用となります。純粋な基礎研究用途は不可です。また、既存及び立ち上げたベンチャー企業のため(登記費用や事務所経費等)には使用することはできません。詳しくは、JST公募要領(https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf)のP.56~P.58を確認ください。

(申請・審査手順)

① GAPファンドプログラム「ステップ2」へのエントリー

- 本件公募要領が添付してあるホームページにエントリー用紙を添付しておりますので、そちらを入手し、期限(2024年5月10日(金)正午)までに提出して下さい。
- 尚、本GAPファンドプログラム「ステップ2」への審査会に向けての申請をご検討されている研究チームはエントリーを必須とします。

② 起業支援人材のアサイン

- エントリー頂いた研究者チームに対し、事務局より、研究代表者が所属する大学の起業支援人材をアサインします。

③ 事業化推進機関とのマッチングイベントへの参加

- 事業化推進機関とのマッチングイベントを開催しますので、そちらに参加して下さい。
※既に事業化推進機関に該当するVCの支援を得られている研究者チームについても、同イベントへの参加は必須です。詳細はエントリー説明会にて説明致します。
- 事業化推進機関マッチングDAY1: 応募者によるピッチをオンライン(Zoom)で実施
5月23日(木)午後4:00~午後6:00
5月24日(金)午後1:00~午後3:00
- 事業化推進機関マッチングDAY2: 事業化推進機関によるピッチ・懇親会をオフラインで開催
5月30日(木)午後3:00~午後8:00
会場: PRE-STATION Ai Connect Room (WeWork名古屋内)
(愛知県名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート11F)
- マッチングイベントを通し、共同申請(伴走)する事業化推進機関を特定して下さい。
※尚、共同申請(伴走)する事業化推進機関が決まらない場合、「ステップ2」に申請できません。

④ GAP ファンド審査会

- 別途、所定の申請書を提出して下さい（後日エントリー者にご案内します）。申請期間は令和 6 年 8 月一杯を予定しております。
- 審査会は令和 6 年 9 月実施を予定しております。
- 外部有識者で構成される GAP ファンド審査会（守秘義務があります）により、審査を行います。また、審査会は「モノづくり-Deep Tech 他」、「医療系（創薬、創薬以外）」の 2 つに分けて実施します。

⑤ 採択後

- 採択者には、活動支援金が支給されます。事務局が経営者候補人材マッチング機会、海外研修、PoC 実施支援等を含めたインキュベーションプログラムを提供しますので、事業化推進機関と共に事業・技術開発を進めて下さい。
- 尚、申請時に設定頂いたマイルストンの達成審査を 1 年毎に実施し、評価します。マイルストーンを達成していないと評価された研究チームについては、2 年度目以降の資金は提供されず、その時点で終了となります。
- また、支援期間終盤前後に成果報告会を実施します。



（提出物・提出先・提出期限）

- 提出物：エントリー用紙
- 提出先：大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当
tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp
提出期限：2024 年 5 月 10 日（金）正午

（審査の観点）

- 明確なマイルストーン（達成目標）設定、シーズ・知財の状況、事業性、終了時点での目標達成に向けた実施体制、競合分析等を総合的に評価し審査致します。

（採択後の会計処理、起業支援など）

- 本資金の予算科目は研究開発費として分配され、所属する各大学を通し JST に会計報告が行われます。本事業で得られた知的財産等の成果は、産業技術力強化法第 17 条に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

(その他)

- 採択された課題は、所属機関、部局名、職名、氏名、技術シーズの名称、を公表する予定です。技術シーズの名称について、公表できる名称も申請書に記入してください。
- 以下の JST の公募要領に反する場合には、ご参加いただけない場合もございます。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf

以上

(募集要項全体問い合わせ先) ※ご所属の大学窓口にお問い合わせください。

○名古屋大学

スタートアップ推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-559-9682

E-mail : tongali-x@aip.nagoya-u.ac.jp

○豊橋技術科学大学

研究推進課 外部資金係

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0532-44-6983

E-Mail : chizai@office.tut.ac.jp

○岐阜大学

研究推進部 研究推進課内

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 058-293-2087

E-mail : kes-sangk@t.gifu-u.ac.jp

○三重大学

研究・地域連携部 社会連携チーム

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 059-231-5549

E-mail : syakai-t@ab.mie-u.ac.jp

○名城大学

学術研究支援センター

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-838-2036

E-mail : sangaku@ccml.meijo-u.ac.jp

○藤田医科大学

研究推進本部 産官学連携推進センター

担当 井上

TEL : 0562-93-9866

E-mail : san-ren@fujita-hu.ac.jp

○名古屋市立大学

産学官共創イノベーションセンター

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-853-8308

E-mail : ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp

○静岡大学

イノベーション社会連携推進機構

スタートアップ事務局 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 053-478-1713

E-mail : startup@adb.shizuoka.ac.jp

○浜松医科大学

光医学総合研究所光トランスレーショナルリサーチ推進部門スタートアップ創出支援室

TEL : 053-435-2230

E-mail : amanoy@hama-med.ac.jp

○豊田工業大学

研究支援部

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-809-1723

E-mail : research@toyota-ti.ac.jp

○岐阜薬科大学

事務局庶務会計課 政策係担当

TEL : 058-230-8100

E-mail : syomuk@gifu-pu.ac.jp

○名古屋工業大学

産学官金連携機構

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-735-5510

E-mail : liaison@adm.nitech.ac.jp

○静岡県立大学

地域・産学連携推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当（芝田・牧田・青島）

TEL：054-264-5124

E-mail：renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp

○静岡理工科大学

総務部 社会連携課 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL：0538-45-0108

E-mail：shakai@sist.ac.jp

○大学共同利用機関法人自然科学研究機構

事務局研究協力課研究支援係（産学連携事務担当）

TEL：03-5425-1318

E-mail：nins-sangaku@nins.jp

別紙1：研究代表者や技術シーズの要件について

<研究開発課題の研究代表者の要件について>

※研究開発課題の研究代表者は、審査会への申請時点において、以下の①～⑦の要件を、全て満たすこと。

- ① 応募時点で、「対象大学、研究機関」に記載のある 15 機関の研究者、または学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。ただし、学部生は対象とはしない。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが所属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。

また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、以下⑤～⑦が条件となります。

- ⑤ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。(研究代表者の交代は原則として不可です。)
- ⑥ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。
- ⑦ 研究開発費は最長4年間（ステップ1とステップ2の期間合計）で金額上限500万円を基本とすること。(ただし必要性がある場合は1,000万円までの支出は可能とします。)(ステップ1、2については別紙4をご確認下さい。)

<重複実施の制限について>

GAP ファンド審査会への申請に際し、同一の研究代表者は、大学発新産業創出基金事業内のディープテック・スタートアップ国際展開プログラム、起業実証支援、可能性検証（【起業挑戦】の提案）、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）内の起業実証支援、ビジネスモデル検証支援、SBIR フェーズ1支援、大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題、大学・エコシステム推進型 大学推進型内の研究開発課題を同時に実施することはできません（両方に申請することは可能ですが、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択する必要があります）。詳細は JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の p.39～p.42 を参照ください。

<過去採択課題の申請制限について>

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）プロジェクト支援型、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）起業実証支援、大学発新産業創出基金事業 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択されたことのある課題については、申請できません。

別紙2：Q&A

※本 Q & A の内容と JST の公募要領の内容が矛盾する場合は、JST の公募要領の内容が優先されます。

Q1	起業前のテーマに限るというのはどういう意味でしょうか？すでにあるスタートアップ企業で始める新しいプロジェクトなら対象になりますでしょうか？
A1	既にある企業において行うプロジェクトは対象外です。登記前（起業前）のプロジェクトに限定しています。また、すでに別のプロジェクトで起業されている場合は、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。
Q2	本プログラム中の支援期間終了を待たず、起業することは可能でしょうか？
A2	可能です。但し、事前に JST への報告が必要になりますので、必ず起業支援人材と相談してから、判断して下さい。
Q3	本プログラム中に起業しても、継続的に支援は受けられますか？
A3	起業後の支援継続の可能性がります。詳細については検討中ですので、別途事務局にお問合せ下さい。
Q4	知財をすでに取得していることが前提という理解でよろしいでしょうか？
A4	取得していることが望ましいですが、必須ではありません。ビジネス優位性という観点で、知財戦略がある方が望ましい場合は多く、出願をご検討ください。なお、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。
Q5	スケジュールについて研究者の方々に配布できるスライドはございますでしょうか？
A5	本要領の（申請・審査手順）をご確認頂くか、詳しくは各機関の窓口にご相談ください。
Q6	審査につきまして、①何人の審査員ですか②どこの所属の方ですか③分野ごとに分けるのですか、それとも全分野一括ですか？
A6	①及び②審査員の数は最終確定していませんが、プログラム参加者には事前共有させていただく予定です。外部有識者を予定しています。 ③「モノづくり-Deep Tech 他」と「医療（創薬以外）、医療系（創薬）」の2つに分けて、別々に実施します。
Q7	本 GAP ファンドプログラムで作製した試作品や、購入した設備（サーバー等）については、起業した法人に移管等可能になりますでしょうか？
A7	ご所属の大学・研究機関の規定によりますので、別途ご所属先への確認をお願いいたします。尚、JST とご所属の大学・研究機関で締結する本プログラムの契約書では、大学・研究機関は新会社設立後、新会社に研究開発費で取得した物品の貸与又は譲渡等の便宜を図るものとしてしています。
Q8	学生が代表者として申請できますでしょうか？
A8	学部生はできません。修士課程・博士課程の学生は可能ですが、担当教員の記載が必要です。詳しくは、別紙1の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。ただし、6年制課程の5年生・6年生で、研究室に配属されている学部生は、研究代表者となることができます。

Q9	本 GAP ファンドプログラムのチームメンバーには学部の学生を含めても良いのでしょうか？
A9	可能です。
Q10	経営者人材候補とのマッチングとは具体的に何を指しますか。
A10	起業した後に、当該企業の経営を担う候補人材とのマッチングを指します。詳細は採択後に事務局よりご案内します。
Q11	推進費の使途に出てくる「研究担当者」とは、誰のことでしょうか？
A11	申請書作成の際に記載いただく「研究開発者」等、実際に研究を行う対象者を指します。本予算で研究担当者の人件費は支出できません。
Q12	研究代表者があるベンチャー企業の株主である場合、そのベンチャー企業に試作費を支払うことはできますか？
A12	各機関の利益相反の規定によるため各機関の窓口へ問い合わせをお願いいたします。
Q13	修士課程の学生なのですが Tongali のアントレプレナーシップ教育プログラムに参加しながら、本 GAP ファンドプログラムに参加することは可能でしょうか？
A13	可能です。ただし、学部生はできません。
Q14	人件費は出せますか？
A14	JST 公募要領（ https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_suecosys.pdf ）の P.56～P.58 を確認ください。一部、支出可能です。
Q15	プロトタイプ作製に係る外注費について、ご説明いただけないでしょうか？
A15	外注は可能ですが、そこに研究要素を含むことはできません。
Q16	予算の使用範囲について
A16	JST 公募要領（ https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_suecosys.pdf ）の P.56～P.58 を確認ください。
Q17	大学院生が研究中等に発明した技術シーズであっても、大学がその技術シーズの権利を有しているとなれば応募することは可能か？
A17	申請可能です。詳しくは、別紙 1 の「研究代表者や技術シーズの要件について」をご確認ください。
Q18	Tongali の認定を受けていない VC を事業化推進機関として共同申請出来ますか？
A18	出来ません。共同申請する為には、VC が事業化推進機関として、Tongali の認定を受ける必要があります。
Q19	直接経費を特許出願費用に充てることは可能か？
A19	一定の条件を満たす場合、特許出願費用については、各大学の事務局が管理するプログラム推進費から支出可能です。詳細は事務局までお問合せ下さい（採択後、採択者向け説明会にて説明させて頂く予定です）。
Q20	ディープテックとは何を指しますか？
A20	社会・経済に大きなインパクトを与えることが出来得る、科学的な発見や革新的な技術などの優れた研究開発や其れを基にした事業を指します。

以上

別紙3：「医療系（創薬以外）」「医療系（創薬）」の考え方

○「医療系（創薬以外）」について

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設や居宅等において、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものとして考えられる事業。具体的には、以下（１）～（３）に該当するもの。

（１）「医療分野」

- ①【健康管理事業系】健康管理（アプリケーション、機能性食品、サプリメント開発等含む）、医療相談、検査、生体情報解析等に関する事業。
- ②【医療機器開発・支援事業系】医療機器（医薬品医療機器法に定義されるもの）、遠隔医療、電子カルテ、病院向けシステム、データ分析、再生医療、医師教育、矯正器具、治療支援、保険外看護等に関する事業。
- ③【その他】その他、医療分野事業に分類されると思料されるもの。

（２）「介護・福祉分野」

①介護・福祉に関する事業

要介護者の見守りやQOL改善、リハビリ・福祉用具開発等に関する事業。

②介護・福祉従事者向け業務支援事業

介護・福祉に係る計画や記録の作成支援ツール等に関する事業。

（３）上記の内、医療・看護・薬剤師・福祉分野などの人材紹介プラットフォームや、病院・クリニック等の検索アプリ、医療ツーリズムプラットフォーム、疾患別コミュニティプラットフォーム、高齢者向けアプリ、高齢者・要介護者等のモビリティなどは除く。

○「医療系（創薬）」について

- ①医薬品開発に関する事業：各種モダリティー（低分子や天然物、中分子、抗体、核酸、たんぱくなど）で、具体的な候補医薬品（物質特許）を持っているのが前提で、それを開発するのが基本の事業
- ②新規創薬技術に関する事業（医薬品を創出する、付加価値を生み出す技術）：ターゲット分子の探索技術、医薬品の探索技術、スクリーニング技術や最適化技術、製剤、DDS技術、製造技術などの事業
- ③人又は動物の細胞に培養等の加工を施したものであって、「身体の構造・機能の再建・修復・形成するもの」「疾病の治療・予防を目的として使用するもの」、および遺伝子治療を目的として、人の細胞に導入して使用するもの

以上

別紙4 「ステップ1」「ステップ2」への応募について
(ステップ1について)

- ・2024年秋頃、「ステップ2」の前フェーズにあたる「ステップ1」を公募する予定です。
- ・自身のフェーズに適合したステップへ申請してください。

	ステップ1	ステップ2
通常枠の最大採択金額 (特別枠)	500万円 (1,000万円)	6,000万円 (1億円)
目的・対象	革新的な技術シーズについて ・顧客を作るためのトラクション作り ・課題とSolutionのFitを検討し、ビジネスとしての可能性を評価する。	本格的にSU組成を目指す。 ・ビジネスしての可能性評価 ・PoCを固めていくステージとして、Product/Market Fit (PMF) の設計を目指す。
技術分野	医療系 (創薬以外、創薬) : 医療分野、創薬分野、介護・福祉分野 モノづくり-Deep tech 系 : 上記以外全ての分野	
実施期間	R6年秋公募開始	最大3年 (1年毎に継続可否の審査有)
採択件数 (合計)	年間 35~50件程度	年間 4件程度
応募資格等	研究代表者は、15機関に所属する教職員、学生 (博士、修士課程相当の学生に限る)	
	仮説検証プログラム等の事前研修の受講	VC等事業化推進機関の参画が必要
申請制限	R4実施タイプA、START (プロジェクト支援型)、START (起業実証支援)、D-Globalの過去採択シーズでの申請不可	START (プロジェクト支援型)、START (起業実証支援)、D-Globalの過去採択シーズでの申請不可
インキュベーションプログラム	・起業化に向けたセミナー ・経営人材マッチング、等	・事業化推進機関を中心としたメンタリング ・海外研修プログラム、・経営人材マッチング 等